平成２６年（フ）第９９号
愛知県豊田市美里１丁目８番地６　サープラスⅡフリーデン202号、前住所愛知県豊田市丸山町７丁目28番地
破産者　谷口　正司
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
愛知県碧南市善明町３丁目21番地　ＳＯＬＥ善明３－Ｄ、前住所北海道札幌市厚別区大谷地西１丁目10番５－222号
破産者　坂口　　卓
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
大津市神領１－９－３　株式会社新日本教育シューズ事務所２Ｆ、住民票上の住所滋賀県甲賀市甲賀町大久保899番地
破産者　黄瀬　　修
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５５号
滋賀県高島市高島518番地
破産者　キタムラ工務店こと　北村秀次郎
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５号
京都府長岡京市長岡３丁目25番20号
破産者　森田　鈴美
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
奈良市西大寺赤田町１丁目４番13―205号
破産者　井上　克子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８２号
京都府乙訓郡大山崎町下植野山王前５シャーメゾン丸豊201、住民票上の住所京都府長岡京市神足１丁目18番11号　明峰ハイツ105
破産者　渡邉　正明
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６８号
兵庫県尼崎市三反田町１丁目12番３号
破産者　宿久　和美
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８５号
兵庫県芦屋市潮見町13番12号
破産者　しそう薬局こと　久保　恵子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９２号
兵庫県尼崎市御園町22番地カトレアハイム505号
破産者　岡田　一平
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３－414号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番２－1117号
破産者　ロスカ商会こと　西内　弘行
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３１号
奈良県桜井市大字初瀬817番地、開始決定時の住所奈良県桜井市大字慈恩寺880番地の１
破産者　木口　宜子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１９号
徳島県阿南市羽ノ浦町古毛車田３番地
破産者　多田公美子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第４２号
香川県善通寺市中村町１丁目２番41号
破産者　横田　紀子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３２２号
愛媛県東温市田窪3016番地11　グランデル１―305号、開始決定時の住所愛媛県東温市西岡甲931番地１
破産者　北岡　竜二
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
福岡県久留米市合川町58番地　公社合川１―405号、前住所島根県益田市乙吉町イ467番地３　ＤＡＭＯＩ神田Ⅱ―101
破産者　高尾　　樹
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第８０号
宮崎市大字加江田1792番地１
破産者　諏訪　鐵男
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８１号
宮崎市大字加江田1792番地１
破産者　諏訪　和代
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係